

困ったら一人で悩まず、ご相談ください！

くらし・行政相談コーナー

こんなことはありませんか？

- 道路 ・ 道路の穴ぼこを直してほしい
- 税金 ・ 財産をもらったとき、あげたときの税金について教えてほしい
- 年金 ・ 受給できるか教えてほしい
- 福祉 ・ 児童手当をもらうには、どうしたらいいの？
- 登記 ・ 土地・建物の売買や相続したときの登記について教えてほしい などなど……

行政相談マスコット
キクーン
(博多にわかバージョン)



お気軽にご相談ください！
相談は無料で
秘密は厳守します

●場 所／ソラリアステージ6階 西鉄ホール ホワイエ内

(福岡市中央区天神 2-11-3)

●開設時間／午前 10 時～午後 5 時 (月曜日～土曜日)

※受付時間／午前 10 時～午後 4 時 30 分

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの諸事情により、相談所開設の中止や開設日及び受付・相談時間等が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

●電 話／092-781-7830

※電話でのご相談もお受けします(法律相談を除く)。

※開設時間外の電話は「きくみみ福岡」に転送されますので、予めご了承ください。

(お知らせ) 法律相談は予約が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

〈 ご相談のお相手は 〉

福岡法務局・福岡財務支局・門司税関・福岡労働局・福岡中央公共職業安定所・九州経済産業局・九州産業保安監督部・九州地方整備局・九州運輸局・都市再生機構(UR)・日本司法支援センター(法テラス)・福岡県・福岡市・福岡商工会議所・福岡県弁護士会・九州北部税理士会・九州北部税理士会福岡支部・福岡県司法書士会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士会・福岡県土地家屋調査士会・福岡県宅地建物取引業協会・福岡県不動産鑑定士協会・九州管区行政評価局

〈 案内図 〉



お問合せ先

総務省行政相談センター

きくみみ福岡

相談窓口 TEL: 092-473-1100 (首席行政相談官室)

問合せ窓口 TEL: 092-431-7082 (行政相談課)

総務省 九州管区行政評価局 総務行政相談部

住 所: 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 8 階

FAX: 092-431-8317

情報公開・個人情報保護制度の仕組み、開示請求手続等に関するお問合せ先

情報公開・個人情報保護総合案内所
TEL: 092-431-7083



[令和3年8月から11月の予定]

※ご来場の際は、**マスクの着用**をお願いいたします。ご相談は、原則として**30分以内**でお願いいたします。

※**新型コロナウイルス感染症の感染拡大**などの諸事情により、相談所開設の中止や開設日及び受付・相談時間等が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

相談事項	担当機関	相談時間	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月
登記・人権相談 (土地・建物の登記手続等、虐待(児童・高齢者・DV等)・いじめや差別等あらゆる人権問題に関する事)	福岡法務局	10時～16時	—	—	10月18日(月)	—
労働相談 (職場における労働時間、賃金、解雇、労働条件等に関する事)	福岡労働局	10時～17時	8月26日(木)	—	10月8日(金)	—
労働相談 (職業、雇入、雇用保険等に関する事)	福岡中央公共職業安定所	10時～17時	8月4日(水)	9月1日(水)	10月6日(水)	—
道路相談 (道路に関する事)	九州地方整備局	10時～17時	8月23日(月)	—	—	—
運輸相談 (自動車・船舶関係等に関する事)	九州運輸局	10時～16時	—	—	—	11月4日(木)
UR住宅相談 (UR住宅に関する案内と相談に関する事)	都市再生機構九州支社	10時～13時	—	—	—	11月29日(月)
福岡県政相談 (福岡県政に関する事)	福岡県県民情報広報課	10時～16時	8月10日(火)	—	—	11月9日(火)
福岡市政相談 (福岡市政に関する事)	福岡市広聴課	10時～13時	—	—	—	11月22日(月)
情報公開・個人情報保護相談 (情報公開・個人情報保護制度の仕組み、開示請求手続等に関する問い合わせに関する事)	九州管区行政評価局	10時～17時	8月11日(水)	9月8日(水)	10月13日(水)	11月10日(水)
行政一般相談 (国や独立行政法人・特殊法人の仕事、県や市町村が国から委任又は補助を受けて行っている仕事等に関する事)	九州管区行政評価局	10時～17時	毎週(月～土)	毎週(月～土)	毎週(月～土) 10月18日(月)～23日(土)	毎週(月～土)

- (特別相談)
- ◆8月23日(月)は、8月の「道路ふれあい月間」にちなみ、九州地方整備局の職員が、道路の相談に応じます。
 - ◆10月18日(月)は、10月1日～7日の「法の日」週間にちなみ、福岡法務局の職員が、登記・人権相談に応じます。
 - ◆10月18日(月)～23日(土)は、10月18日～24日の「行政相談週間」にちなみ、九州管区行政評価局の職員が、行政一般の相談に応じます。

相談事項	担当団体	相談時間	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月
中小企業相談 (中小企業の金融、経営、労働、取引等一般経営に関する事)	福岡商工会議所	※中小企業相談は、福岡商工会議所に電話で、直接ご相談ください。 【電話番号】092-441-2161, 092-441-2162				
成年後見・税務相談 (成年後見、税金一般に関する事)	九州北部税理士会	10時～17時	8月21日(土)	9月11日(土)	10月9日(土)	11月13日(土)
税務相談 (土地や家屋の売買・贈与・相続があった場合の課税問題、その他税務一般に関する事)	九州北部税理士会	10時～17時	8月2日(月)	9月6日(月)	10月4日(月)	11月1日(月) 11月20日(土)
	九州北部税理士会福岡支部	10時～16時	8月7日(土) 8月28日(土)	9月4日(土) 9月25日(土)	10月2日(土) 10月23日(土)	11月6日(土) 11月27日(土)
不動産登記、商業法人登記、遺言・相続、訴訟他民事一般、債権整理、成年後見、供託等の相談	福岡県司法書士会	10時～13時	8月16日(月) 8月19日(木)	9月16日(木)	10月21日(木)	11月15日(月) 11月18日(木)
役所の手続・暮らしの困りごと相談 (官公署に提出する書類、権利義務、事実証明等に関する書類に関する事)	福岡県行政書士会	10時～17時	8月27日(金)	9月24日(金)	10月14日(木) 10月22日(金) 10月25日(月)	11月26日(金)
年金、健康保険、労災保険・雇用保険、労働条件、労務管理全般(募集・採用から退職まで)等の相談	福岡県社会保険労務士会	10時～17時	8月18日(水)	9月15日(水)	10月20日(水)	11月17日(水)
土地境界紛争、筆界特定申請手続等の相談 (土地又は家屋に関する調査・測量、登記の申請手続、土地境界紛争の解決、筆界特定申請手続に関する事)	福岡県土地家屋調査士会	13時～16時	8月6日(金)	9月3日(金)	10月1日(金)	11月5日(金)
宅地・建物相談 (土地・建物の取引等に関する事)	福岡県宅地建物取引業協会	10時～15時	8月3日(火) 8月24日(火)	9月7日(火) 9月28日(火)	10月5日(火) 10月26日(火)	11月2日(火)
不動産鑑定相談 (不動産に関する事)	福岡県不動産鑑定士協会	10時～13時	8月6日(金)	9月3日(金)	10月1日(金)	11月5日(金)

- (特別相談)
- ◆10月5日(火)は、10月の「住生活月間」にちなみ、福岡県宅地建物取引業協会の会員が、宅地・建物相談に応じます。
 - ◆10月14日(木)、22日(金)及び25日(月)は、10月の「行政書士制度広報月間」にちなみ、福岡県行政書士会の会員が、役所の手続・暮らしの困りごとの相談に応じます。
 - ◆11月17日(水)は、11月の「国民年金制度推進月間」にちなみ、福岡県社会保険労務士会の会員が、年金等の相談に応じます。
 - ◆11月20日(土)は、11月11日～17日の「税を考える週間」にちなみ、九州北部税理士会の会員が、税に関する相談に応じます。

相談事項	担当団体	相談時間	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月
法律相談 (金銭の貸し借り、土地・家屋の売買、相続等に関する法律問題に関する事)	福岡県弁護士会	13時～16時	8月5日(木) 8月20日(金) 8月25日(水)	9月9日(木) 9月17日(金) 9月22日(水)	10月7日(木) (10時～16時) 10月15日(金) 10月27日(水) (10時～16時) 10月30日(土)	11月11日(木) 11月19日(金) 11月24日(水)

- (特別相談)
- ◆10月7日(木)は、10月1日～7日の「法の日」週間にちなみ、福岡県弁護士会の弁護士が、法律相談に応じます。
 - ◆10月27日(水)は、10月の「住生活月間」にちなみ、福岡県弁護士会の弁護士が、宅地・建物等の法律相談に応じます。

【お知らせ】

◆法律相談は、法律相談日の前日の10時から電話により予約を受け付けます。予約受付電話番号は<092-781-7830>です。定員(1組25分、先着6組(10月7日及び同月27日のみ先着12組)になり次第、予約を締め切ります(予約に空きが出た場合は、当日にも予約をお受けします。))。

なお、法律相談のご利用は、原則として、同一年度に1回といたしますので、ご了承ください。